

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎高知県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定 (漁港漁場課)	5
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	5
○道路の供用開始 ( " )	5
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県工業用水道規程の一部を改正する規程	5
高知県人事委員会規則	
◎高知県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	12
◎高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則	12
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	13
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	13
高知県人事委員会訓令	
◎高知県人事委員会事務局次長等の専決及び代決規程の一部を改正する訓令	13
◎高知県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	14

## 規 則

高知県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第13号

#### 高知県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第5条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（証紙の売渡しの請求）」を付する。

第6条に見出しとして「（証紙の売りさばき手数料）」を付

し、同条中「100分の3.15」を「前条第1項の規定による当該年度における売渡しの請求に係る証紙の額面金額の合計額が5億円までの部分にあっては100分の3.15と、5億円を超える部分にあっては100分の2.1」に改める。

第11条第2項中「第8条第2項ただし書」を「第8条第1項ただし書」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式 (第5条関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名<sup>フリガナ</sup> <sup>印</sup>  
(法人の場合は、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表  
者又は管理人の職・氏名)

証紙売渡し請求書

証紙の売渡しを受けたいので、高知県収入証紙条例施行規則第5条第1項の規定により次のとおり請求します。

額面金額の種類	枚数	額面金額の計	備考
1万円	枚	円	
5,000円			
2,000円			
1,000円			
500円			
300円			
200円			
100円			
50円			
20円			
10円			
5円			
1円			
合計 (合計枚数及び額面金額の合計額) (A)			
差引き額 (B)			(A) × 3.15% 又は 2.1% (1円未満の端数は、切上げ)
納付額 (A) - (B)			

注 枚数は、同一の額面金額で10枚単位にしてください。

別記第6号様式から別記第9号様式までを次のように改める。

第6号様式 (第10条関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名 <sup>〒</sup>  
(法人の場合は、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表  
者又は管理人の職・氏名)

証紙交換請求書 (売りさばき人用)

証紙の交換を受けたいので、高知県収入証紙条例施行規則第10条第1項の規定に基づき交換する証紙を添えて次のとおり請求します。

交換が必要な理由			
額面金額の種類	枚数	額面金額の計	備考
	枚	円	
合計 (合計枚数及び額面金額の合計額)			

第7号様式 (第10条関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名 <sup>〒</sup>  
(法人の場合は、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表  
者又は管理人の職・氏名)

証紙交換請求書 (一般購入者用)

証紙の交換を受けたいので、高知県収入証紙条例施行規則第10条第2項の規定に基づき交換する証紙を添えて次のとおり請求します。

交換が必要な理由				
額面金額の種類	交換前の証紙		交換後の証紙	
	枚数	額面金額の計	枚数	額面金額の計
	枚	円	枚	円
1万円				
5,000円				
2,000円				
1,000円				
500円				
300円				
200円				
100円				
50円				
20円				
10円				
5円				
1円				
合計 (合計枚数及び額面金額の合計額)				

第8号様式 (第11条関係)

高知県知事 様

年 月 日

住所  
氏名  
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者又は管理人の職・氏名)

証紙代金還付請求書 (売りさばき人用)  
売りさばき人の指定を取り消されました (業務を廃止しました) ので、高知県収入証紙条例第8条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり証紙を返還し、証紙代金の還付を請求します。

還付請求額		円	
額面金額の種類	枚数	額面金額の計	備考
1万円	枚	円	
5,000円			
2,000円			
1,000円			
500円			
300円			
200円			
100円			
50円			
20円			
10円			
5円			
1円			
合計 (合計枚数及び額面金額の合計額) (A)			
差引き額 (B)			(A) × 3.15% 又は 2.1% (1円未満の端数は、切上げ)
請求額 (A) - (B)			
振込先	金融機関名	支店名	預金種別 普通・当座
	口座番号	フリガナ 口座名義	

注 「振込先」欄は、還付される証紙代金の振込みを希望する請求者本人名義の口座について記入してください。

第9号様式 (第12条関係)

高知県知事 様

年 月 日

住所  
氏名  
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者又は管理人の職・氏名)  
電話番号

証紙代金還付請求書 (一般購入者用)

証紙を使用する見込みがなくなりましたので、高知県収入証紙条例施行規則第12条第1項の規定に基づき次のとおり証紙を返還し、証紙代金の還付を請求します。

還付請求額		円	
額面金額の種類	枚数	額面金額の計	備考
	枚	円	
合計 (合計枚数及び額面金額の合計額) (A)			
差引き額 (B)			(A) × 3.15% (1円未満の端数は、切上げ)
請求額 (A) - (B)			
証紙を購入した目的			
証紙を使用する見込みがなくなった理由	1 収入印紙、他の都道府県の証紙等と誤って購入した。 2 現金による納付であるにもかかわらず、誤って証紙を購入した。 3 制度の改正等により購入していた証紙が不用になり、将来においても使用する見込みがない。 4 その他 ( )		
振込先	金融機関名	支店名	預金種別 普通・当座
	口座番号	フリガナ 口座名義	

注 1 「証紙を使用する見込みがなくなった理由」欄は、該当するものの番号を○で囲み、「その他」の場合は、具体的な理由を括弧内に記入してください。  
2 「振込先」欄は、還付される証紙代金の振込みを希望する請求者本人名義の口座について記入してください。

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- この規則による改正前の高知県収入証紙条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県収入証紙条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

-----  
**告 示**  
-----

**高知県告示第224号**

高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号）第32条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第36条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 施設の名称  
宇佐漁港プレジャーボート等保管施設
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市本町一丁目6番21号  
高知県漁業協同組合
- 指定期間  
平成25年4月1日から平成28年3月31日

**高知県告示第225号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
高岡郡四万十町下津井字タキバタ山776番36から 高岡郡四万十町下津井字小下モノ山884番4まで	前	7.5 28.7	140
	後	15.4 44.6	140

**高知県告示第226号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 高知南環状
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	
高知市春野町弘岡上字馬屋ノ尻3609番1から 高知市春野町弘岡中字柳ケ内1634番1まで	前	A	5.9 14.1	2,499
		B	9.3 70.0	
高知市春野町弘岡上字上ケ三郎3637番1から 高知市春野町弘岡中字後田1650番1まで	後	9.3 70.0	2,527	

**高知県告示第227号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 思地川口
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	
吾川郡いの町勝賀瀬字橋影3644番9から 吾川郡いの町勝賀瀬字長原比3709番まで	前	2.7 19.3	970	
		A		2.7 19.3
	後	B	5.4 10.5	1,005

**高知県告示第228号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 谷地日下停車場
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 （メートル）	供用開始年月日
高岡郡日高村沖名字石切ケ端6342番から 高岡郡日高村沖名字石佛2073番5まで	65	平成25年3月29日

-----  
**公営企業局管理規程**  
-----

高知県工業用水道規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

**高知県公営企業局管理規程第1号**

**高知県工業用水道規程の一部を改正する規程**

高知県工業用水道規程（昭和41年高知県企業局管理規程第3

号)の一部を次のように改正する。

第1条中「について」を「に関し」に改める。

第2条の見出し中「申込み」を「申込手続」に改め、同条第2項中「規定による」を削る。

第3条の見出し中「通知」を「通知方法」に改める。

第4条の見出し中「申込み」を「申込手続」に改め、同条第1項中「を含む」を「を含む。次項において同じ」に改め、同条第2項中「規定による」を削る。

第5条の見出し中「通知」を「通知方法」に改め、同条中「第6条第2項」を「第6条第2項において準用する条例第5条第2項」に改める。

第6条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に、「承認申請」を「承認の申請」に改める。

第7条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第4号中「別表の」を「別表に定める」に改める。

第8条の見出し中「停止通知」を「停止の通知方法等」に改め、同条第1項中「場合のほか」を「場合を除き」に改め、同条第2項中「規定による」を削り、同条第3項中「に規定する停止の」を「の規定に基づき給水を停止する」に改める。

第9条の見出し中「決定通知」を「決定の通知方法」に改め、同条ただし書中「口座振替利用者」を「条例第14条第3項の規定により口座振替の方法を利用する者」に、「別記第7号様式の2」を「別記第8号様式」に改める。

第11条の見出し中「徴収」を「納期限等」に改め、同条第1項中「毎月15日」を「毎月25日」に、「以下この条」を「以下この項」に改め、同条第2項中「第14条第2項に規定する納入通知書」を「第14条第3項の納付書」に、「の納期限前7日」を「に規定する納期限の12日前」に改める。

第12条中「規定により」を「規定に基づき」に、「付して、すみやかに」を「添付して、速やかに」に改める。

第13条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条第2項中「規定による」を削り、「別記第8号様式」を「別記第9号様式」に改める。

第14条中「規定による職員の身分を示す証票は、別記第9号様式」を「身分を示す証明書は、別記第10号様式」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式 (第2条関係)

年 月 日

高知県公営企業局長 様

申込者 主たる事務

所の所在地

名称

代表者の職・氏名

Ⓜ

基本使用開始 (更新・変更) 申込書

工業用水道の給水を希望する (引き続き希望する・の変更を希望する) ので、高知県工業用水道条例第5条第1項の規定により次のとおり申し込みます。

受水場所						受水施設名					
基本使用水量	年度	年度	年度	年度	年度	時間最大使用水量	年度	年度	年度	年度	年度
	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	( )	( )	( )	( )	( )		( )	( )	( )	( )	( )
給水の開始又は変更希望年月日	年 月 日					使用期限	年 月 日				

使用開始初年度の各時間当たり予定使用水量 (m <sup>3</sup> )																									
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24時
使用開始初年度の 使用内容	汽缶用 m <sup>3</sup> /日		洗浄用 m <sup>3</sup> /日		冷却用 m <sup>3</sup> /日		原料用 m <sup>3</sup> /日		用 m <sup>3</sup> /日		用 m <sup>3</sup> /日		m <sup>3</sup> /日												

工業用水 需要計 画	区分	年度	年度	年度	年度	年度
	自家用水道	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日
	上水道	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日
	工業用水道	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日
	計	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日

- 注 1 「基本使用水量」欄は、時間最大使用水量に24を乗じて得た水量を記入してください。
- 2 「時間最大使用水量」欄は、1日の各時間における使用水量のうち最大の使用水量を記入してください。
- 3 使用期間は、1年以上としてください。期間年度は、全て会計年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）とします。
- 4 「工業用水需要計画」欄は、使用開始年度から5年間の計画について記入してください。
- 5 変更の申込みの場合は、「基本使用水量」欄及び「時間最大使用水量」欄の括弧内に現に決定されている使用水量を記入してください。
- 6 この申込書には、給水施設（県が施設した配水管（これに附属する分岐制水弁を含みます。）から分岐して設けられた給水管及びこれに附属する給水用具のうち水量メーターまでの施設をいいます。）の概要図を添えてください。ただし、更新又は変更の申込みの場合は、添える必要はありません。
- 7 申込みは、使用を開始する場合は給水を希望する日の3月前までに、使用を更新する場合は現に決定されている使用期間の満了する日の1月前までに、使用を変更する場合は変更を希望する日の1月前までにしてください。

第2号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県公営企業局長

印

基本使用開始（更新・変更）決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました工業用水道の基本使用については、高知県工業用水道条例第5条第2項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

給水場所	基本使用水量					給水施設名	時間最大使用水量	給水の開始、更新又は変更年月日									
	年度	年度	年度	年度	年度			年度	年度	年度	年度	年度					
	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>						
	( )	( )	( )	( )	( )		( )	( )	( )	( )	( )						
給水の開始、更新又は変更年月日	年 月 日					使用期限	年 月 日										

注 給水を開始する場合において、給水施設の工事計画及び設計の承認申請書を期限までに提出しないと時又は給水を開始する日が1月以上遅延すると認められたときは、この決定を取り消すことがあります。

第3号様式 (第4条関係)

年 月 日

高知県公営企業局長 様

申込者 主たる事務  
所の所在地  
名称  
代表者の職・氏名

㊞

特定使用開始 (変更) 申込書

基本使用水量を超えて工業用水道の給水 (の変更) を希望するので、高知県工業用水道条例第6条第1項の規定により次のとおり申し込みます。

受水場所							受水施設名						
特定使用水量	月 ~ 月	月 ~ 月	月 ~ 月	月 ~ 月	月 ~ 月	月 ~ 月	特定使用時間 最大 使用 水量	月 ~ 月	月 ~ 月	月 ~ 月	月 ~ 月	月 ~ 月	月 ~ 月
	m <sup>3</sup> /日 ( )	m <sup>3</sup> /日 ( )	m <sup>3</sup> /日 ( )	m <sup>3</sup> /日 ( )	m <sup>3</sup> /日 ( )	m <sup>3</sup> /日 ( )		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
給水の開始又は変更希望年月日	年 月 日						使用期限	年 月 日					

各時間当たり予定使用水量 (m <sup>3</sup> )																									
月 ~ 月																									
月 ~ 月																									
月 ~ 月																									
月 ~ 月																									
月 ~ 月																									
月 ~ 月																									
月 ~ 月																									
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24時

- 注 1 「特定使用水量」欄は、特定使用の時間最大使用水量に24を乗じて得た水量を記入してください。
- 2 「特定使用时间最大使用水量」欄は、1日の各時間における特定使用水量のうち最大の使用水量を記入してください。
- 3 使用時間は、1月以上としてください。
- 4 「各時間当たり予定使用水量」欄は、基本使用の水量を含めた使用水量を記入してください。
- 5 変更の申込みの場合は、「特定使用水量」欄及び「特定使用时间最大使用水量」欄の括弧内に現に決定されている使用水量を記入してください。
- 6 申込みは、給水を希望する日の10日前までにしてください。



第4号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県公営企業局長



特定使用開始（変更）決定通知書

年 月 日付で申込みのありました工業用水道の特定使用については、高知県工業用水道条例第6条第2項において準用する同条例第5条第2項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

給水場所	給水施設名						給水施設名	給水施設名					
	月 ~ 月	月 ~ 月	月 ~ 月	月 ~ 月	月 ~ 月	月 ~ 月		特定 使用 時間 最大 使用 水量	月 ~ 月	月 ~ 月	月 ~ 月	月 ~ 月	月 ~ 月
	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	( )	( )	( )	( )	( )	( )		( )	( )	( )	( )	( )	( )
給水の開始又は変更年月日	年 月 日						使用期限	年 月 日					

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県公営企業局長 様

申込者 主たる事務  
所の所在地  
名称  
代表者の職・氏名



給水施設工事計画及び設計承認申請書

高知県工業用水道条例第9条第1項の規定により給水施設の工事計画及び設計の承認を受けたいので、高知県工業用水道規程第6条第1項の規定により下記とおり申請します。

記

1 工事計画

工事場所（工事名）	( )			工事種別	
使用水量	基本使用水量	m <sup>3</sup> /日		時間最大使用水量	m <sup>3</sup>
給水管	管種		管径		延長
水量メーター	製作会社名		型式		
工事期間	着工予定	年 月 日		完成予定	年 月 日
施工予定業者					

2 設計図書

別冊の設計図書及び設計図のとおり

- 注 1 「工事種別」欄は、新設、増設、改造、移設、修繕又は撤去の別を記入してください。  
 2 設計図には、流末施設（給水施設から延長して設けられる受水管及びこれに附属する受水用具をいいます。）についても、その概要を記入してください。  
 3 申請後に工事内容を変更するときは、速やかに、その理由を記入して再提出してください。  
 4 申請は、工事に着手する日の2月前までにしてください。  
 5 工事が完成したときは、検査の必要がありますので、速やかに報告してください。

第6号様式（第8条関係）

様

高知県公営企業局長

第 年 月 日  
号

給水制限（停止）通知書

高知県工業用水道条例第11条第2項（第23条）の規定により次のとおり給水を制限する（停止する）ので、通知します。

日時	年 月 日 午前（午後） 時～ 年 月 日 午前（午後） 時			
区域				
制限の程度				
	基本使用水量	m <sup>3</sup> /日	時間最大使用水量	m <sup>3</sup>
	特定使用水量	m <sup>3</sup> /日	特定使用時間最大使用水量	m <sup>3</sup>
給水を制限し、又は停止する理由				

第7号様式（第9条関係）

様

第 年 月 日  
号

高知県公営企業局長

工業用水道使用量のお知らせ

高知県工業用水道条例第13条第1項の規定により 年 月分の工業用水の使用水量を次のとおり決定しましたので、通知します。  
なお、料金の納期限は、 年 月 日です。

区分	内訳		
	基本使用水量	特定使用水量	超過使用水量
使用水量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
使用水量×料率	円	円	円
A × 5 / 100	円	円	円
料金	円	円	円
料 金	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
減免対象水量	円	円	円
減免対象水量×料率	円	円	円
減免事項	円	円	円
減免額 (C × 105 / 100) (D)	円	円	円
今回請求額	円	円	円
備考	円	円	円

第8号様式（第9条関係）

第 年 月 日

様

高知県公営企業局長

様

工業用水道使用量のお知らせ

高知県工業用水道条例第13条第1項の規定により 年 月分の工業用水の使用水量を次のとおり決定しましたので、通知します。

なお、料金の納期限は、 年 月 日です。

料金領収書（口座振替用）

工業用水道料金 ( 年 月分) 円

うち消費税相当額は、 円です。

収納日 年 月 日  
指定口座

金融機関名  
支店名  
口座番号  
口座名義人

上記の金額を領収しました。

高知県公営企業局企業出納員 印

区分	内訳			
	基本使用水量	特定使用水量	超過使用水量	
使用水量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
使用水量×料率	円 (A)	円	円	円
A×5/100	円 (B)			円 (消費税込当額)
料率	円 (A+B)			
高知県工業用水道条例第18条第18号該当	減免対象水量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
減免事項	減免対象水量×料率	円 (C)	円	円
事項	減免額 (C×105/100)	円 (D)		円
今回請求額	円 (A+B-D)			円
備考				うち消費税相当額

第9号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県公営企業局長 様

使用者 主たる事務  
所の所在地  
名称  
代表者の職・氏名

印

使用開始（休止・廃止）届

工業用水道の使用を開始する（休止する・廃止する）ので、高知県工業用水道条例第22条の規定により次のとおり届け出ます。

受水場所			受水施設名		
使用水量	基本使用水量	m <sup>3</sup> /日	特定使用水量	m <sup>3</sup>	
使用の開始 若しくは廃止年月日又は 休止期間	年 月 日 (から		年 月 日まで)		
使用を休止し、又は廃止する理由					

- 注 1 使用を休止し、又は廃止する場合は、「使用を休止し、又は廃止する理由」欄に、その理由を詳しく記入してください。
- 2 届出後に使用を開始し、若しくは廃止する日又は休止する期間を変更するときは、速やかに、その理由を記入して再提出してください。
- 3 届出は、使用を開始し、休止し、又は廃止する日の10日前までにしてください。

第10号様式 (第14条関係)

← 9センチメートル →

写真貼り付け箇所	身分証票	第 号
	所属 職名 氏名	
	年 月 日生	
	有効期限 年 月 日	
上記の者は、高知県工業用水道条例に基づく検査その他の行為に従事する職員であることを証明します。		
	年 月 日発行	
	高知県公営企業局長	印

↑ 5.5センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルとする。

(裏面)

**注意事項**

- この身分証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この身分証票は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

**高知県工業用水道条例 (抜粋)**

(給水施設の工事計画等の承認及び検査)

**第9条** 使用者は、給水施設の新設、改造、移設、修繕又は撤去の工事をしようとするときは、あらかじめ、その計画及び設計について管理者の承認を受け、かつ、完成後直ちに検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の工事の施行に当たって必要があると認めるときは、立会し、監督を行うことができる。

(立入検査)

**第10条** 管理者は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、給水施設等を検査することができる。

2 管理者は、前項の規定による検査の結果給水施設等に異常があると認めるときは、使用者に対し当該施設の改善を命ずることができる。

(身分証票)

**第25条** この条例に基づく検査その他の行為に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- この規程による改正前の高知県工業用水道規程別記様式は、この規程による改正後の高知県工業用水道規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

-----  
人事委員会規則  
-----

高知県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

**高知県人事委員会規則第2号**

**高知県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則**

高知県人事委員会事務局の組織に関する規則(昭和37年高知県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中第16号を第18号とし、第12号から第15号までを2号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の2号を加える。

- (12) 職員団体の登録に関すること。
- (13) 管理職員等の範囲の指定に関すること。

第4条中第12号及び第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号を第13号とし、第16号を第14号とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

**高知県人事委員会規則第3号**

**高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則**

高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則(昭和45年高知県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

- (4) 地方公務員法第8条第1項第11号に掲げる職員の苦情の処理に関すること。

第2条第10号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、カをオとし、オの次に次のように加える。

カ 採用候補者選考請求書及び昇任候補者選考請求書の添付

書類の省略に関すること。  
第2条第11号ウ中「に係る」を「に限る」に改め、同条中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号を第14号とし、第17号を第15号とし、同条第18号中「職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年高知県条例第3号)第2条の規定による事務局職員の職務に専念する義務」を「事務局職員の職務専念義務」に改め、同号を同条第16号とし、同条第19号中「事務局職員及び」を「委員及び事務局職員並びに」に、「並びに復命の受理」を「及び復命の受理並びに旅行依頼(変更依頼を含む。)」に改め、同号を同条第17号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (18) 事務局職員の週休日の振替等及び休日の代休日の指定、休憩時間の短縮及び育児又は介護の場合の早出遅出勤務、時間外勤務命令及び休日勤務命令、時間外勤務代休時間の指定及び実績確認並びに休暇に関すること。  
(19) 事務局職員の部分休業の承認の取消しに関すること。  
第2条中第20号及び第21号を削り、第22号を第20号とし、第23号を第21号とし、第24号を第22号とする。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

#### 高知県人事委員会規則第4号

##### 職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第47号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

#### 高知県人事委員会規則第5号

##### 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高

知県人事委員会規則第49号)の一部を次のように改正する。  
第8条の2第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

#### 人事委員会訓令

#### 高知県人事委員会訓令第1号

人事委員会事務局

高知県人事委員会事務局次長等の専決及び代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

#### 高知県人事委員会事務局次長等の専決及び代決規程の一部を改正する訓令

高知県人事委員会事務局次長等の専決及び代決規程(昭和45年12月高知県人事委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程

第1条中「この規程は、」を「この規程は、高知県人事委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の一部を」に、「の権限」を「又は高知県人事委員会事務局次長(以下「次長」という。)」に、「事務局長の権限」に、「高知県人事委員会事務局次長(以下「次長」という。)」を「次長」に、「第3条」を「第4条」に、「次長の不在のときは、その専決事項」を「事務局長が不在のときは知事又は委員会の権限に属する事務のうち事務局長に委任された事項及び事務局長が専決することができる事項を次長に、次長が不在のときは次長が専決することができる事項」に、「代決させるため、」を「代決させることに關し」に改める。

第5条の見出しを「(専決及び代決の特例)」に改め、同条中「第2条に定める次長の専決事項であっても、」を「専決することができる者(以下「専決権者」という。)又は代決することができる者(以下「代決権者」という。)は、専決又は代決をしようとする事項が」に、「については、事務局長」を「である場合は、委員会の議決又は上司」に、「受け」を「受けて」に改め、同条第1号中「認める」を「認められる」に改め、同条第2号中「、先例となるおそれがある」を「先例になるおそれがあると認められる」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 疑義があるもの又は紛議があり、若しくはこれを生ずるおそれがあると認められるもの

第5条第4号中「前3号」を「前各号」に、「事務局長において、事実を了知しておく」を「委員会の議決又は上司の決裁を受

ける」に、「認める」を「認められる」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 委員会又は上司が特に指示した事項に係るもの  
第5条に次の1項を加え、同条を第7条とする。

2 専決権者がこの規程の規定により専決することができる事項には、当該専決権者より下位の職にある専決権者が専決することができる事項を含まないものとする。ただし、専決権者及び代決権者がともに不在のときは、当該専決権者の上司が、当該専決権者が専決することができる事項を決裁することを妨げない。

第4条中「第2条」を「第3条」に、「の専決事項」を「が専決することができる事項」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

事務局長が不在のときは、次長が、知事又は委員会の権限に属する事務のうち事務局長に委任された事項及び第2条に定める事務局長が専決することができる事項を代決することができる。

第4条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

(類推による専決)

**第5条** 第2条から前条までに定める専決することができる事項以外の事項であっても、法令に特別の定めがある場合を除き、これらの事項から類推して専決することが適当であると認められる事項については、専決することができる。

第3条中「総務課長は」を「総務課長は、事務局長の権限に属する事務のうち」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 事務局職員及び講師、調査員、参考人、証人等の内国旅行の旅行命令(変更命令を含む。)及び復命の受理並びに旅行依頼(変更依頼を含む。)に関すること。

第3条第2号中「週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更」を「部分休業の承認の取消し」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加え、同条を第4条とする。

- (2) 事務局職員の週休日の振替等及び休日の代休日の指定、休憩時間の短縮及び育児又は介護の場合の早出遅出勤務、時間外勤務命令及び休日勤務命令、時間外勤務代休時間の指定及び実績確認並びに休暇に関すること。

第2条中「次長は」を「次長は、事務局長の権限に属する事務のうち」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 課長及び事務局職員(事務局長、次長及び課長を除く。次長において同じ。)の職務専念義務の免除の承認に関すること。  
(2) 課長の内国旅行の旅行命令(変更命令を含む。)及び復命の受理に関すること。

第2条第15号を削り、同条第14号中「軽易で」を「軽易又は」に、「事項の」を「事項に係る通知、」に、「及び届出」を「、届出、依頼、証明等」に改め、同号を同条第21号とし、同号の前

に次の1号を加える。

(20) 物品の保管、修繕、出納命令その他物品の管理に関する  
こと。

第2条第12号及び第13号を削り、同条第11号中「見積金額が200万円」を「台帳価格又は見積金額が1,000万円」に改め、「(重要物品に係るものを除く。)」を削り、同号を同条第19号とし、同号の前に次の1号を加える。

(18) 1件の見積金額又は評価額が500万円未満の物品の譲与及び1件の台帳価格が500万円未満の物品の貸付けに関する  
こと。

第2条第10号中「見積金額が100万円」を「見積金額又は評価額が500万円」に、「取得(」を「取得(寄附の受納並びに)」に改め、同号を同条第17号とし、同条第9号中「1件の見積金額が300万円未満の」及び「(重要物品を除く。)」を削り、同号を同条第16号とし、同号の前に次の5号を加える。

(11) 資金前渡職員の指定及び前渡資金精算書に関する  
こと。  
(12) 次に掲げるものに係る概算払の決定に関する  
こと。  
ア 報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金、貸金、旅費、役務費、償還金、利子及び割引料並びに公課費に係るもの

イ アに掲げるもの以外のもの(交際費に係るものを除く。)であって、1件の見積金額が500万円未満のもの

(13) 概算払の精算確認に関する  
こと。

(14) 第12号ア及びイに掲げるものに係る支出負担行為及び経費支出向に関する  
こと。

(15) 第12号ア及びイに掲げるものに係る施行決定、予定価格の決定、指名競争入札参加者の決定、設計変更、債権譲渡の承認、完成期限の延長、一時中止、出来高検査及び完成検査に関する  
こと。

第2条第8号を削り、同条第7号を同条第10号とし、同条第6号中「歳出」を「収入及び支出の更正及び訂正、歳出」に、「戻出」を「戻出並びに過誤納金の充当」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号中「(交際費及び食料費に係るものを除く。)」を「及び経費支出向で既に決裁を得ている支出負担行為決議書兼支出命令書」に改め、同号を同条第8号とし、同条第4号中「調定」を「調定及び納入の通知並びに振替要求の決定」に改め、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 歳出予算の流用に関する  
こと。  
第2条第3号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 課長の週休日の振替等及び休日の代休日の指定、休憩時間の短縮及び育児又は介護の場合の早出遅出勤務、時間外勤務命令及び休日勤務命令、時間外勤務代休時間の指定及び実績確認並びに休暇に関する  
こと。

(4) 課長の部分休業の承認の取消しに関する  
こと。

第2条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第3条とする。

次長は、委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 職員団体の登録事項の変更に関する  
こと。  
(2) 情報公開に関する事項で、次に掲げるもの  
ア 高知県公文書開示審査会への諮問に関する  
こと。  
イ 公文書の開示の請求に対する決定及び通知並びに当該決定に係る第三者からの意見の聴取に関する  
こと。  
ウ ア及びイに掲げるもののほか、公文書の開示の実施に関する  
こと。

(3) 個人情報の保護に関する事項で、次に掲げるもの  
ア 高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴く  
こと。  
イ 高知県個人情報保護審査会への諮問に関する  
こと。  
ウ 個人情報の開示、訂正及び是正の請求に対する決定及び通知並びに開示の決定に係る第三者からの意見の聴取に関する  
こと。  
エ アからウまでに掲げるもののほか、個人情報の保護に関する  
こと。

(4) 軽易又は定例的な事項に係る通知、照会、回答、報告、届出、依頼、証明等に関する  
こと。

第1条の次に次の1条を加える。

(事務局長の専決事項)

第2条 事務局長は、委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 規則その他の規程及びこれらに係る運用の通知並びに要綱、要領等の改廃のうち、他の法令の改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他これに準ずる形式的なものに関する  
こと。  
(2) 職員団体の解散及び申請による登録の抹消に関する  
こと。  
(3) 委員会が公平委員会の事務を受託している地方公共団体に係る業務の状況の報告に関する  
こと。  
(4) 情報公開に関する事項で、公文書の開示の請求に係る異議申立てに対する決定に関する  
こと。

(5) 個人情報の保護に関する事項で、個人情報の開示、訂正及び是正の請求に係る異議申立てに対する決定に関する  
こと。

(6) 事務局職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認に関する  
こと。

(7) 委員会で決定された事項の告示、公告その他具体的な実施に関する  
こと。

(8) 通知(規則その他の規程に係る運用の通知を除く。)、照会、回答、報告、届出、依頼、証明等に関する  
こと。

本則に次の1条を加える。

(専決事項の報告等)

第8条 専決権者は、この規程の規定により専決することができる事項を決裁した場合に、当該事項が委員会又は上司において了知しておく必要があると認められるものであるときは、当該事項の内容について委員会又は上司に報告しなければならない。

2 代決権者は、この規程の規定により代決することができる事項を決裁した場合に、当該事項が重要と認められるものその他上司において了知しておく必要があると認められるものであるときは、当該事項の内容について上司に報告し、又は当該事項について上司の後関を受けなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。  
(情報公開及び個人情報の保護に関する事項の専決の特例に関する規程の廃止)

2 情報公開及び個人情報の保護に関する事項の専決の特例に関する規程(平成2年9月高知県人事委員会訓令第1号)は、廃止する。

#### 高知県人事委員会訓令第2号

人事委員会事務局

高知県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

#### 高知県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

高知県人事委員会事務局処務規程(平成14年8月高知県人事委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「の委任を受けた」を「から委任された」に、「高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則(昭和45年高知県人事委員会規則第21号)において事務局長に」を「事務局長が知事又は委員会から」に、「高知県人事委員会事務局次長等の専決及び代決規程(昭和45年12月高知県人事委員会訓令第1号。第3号において「専決規程」という。)において」を「事務局長、」に、「専決することができる」とされているを「専決することができることとされた」に、「次長又は」を「事務局長、次長又は」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条を次のように改める。

#### 第5条 削除

第11条第1項中「別記第1号様式による回議書」を「回議書(様式は、知事部局において使用する様式の例による。)」に改める。

第19条第1項中「別記第1号様式による」を「同項の」に改め

る。

第22条第2項中「別記第1号様式による」を「第11条第1項の」に改める。

第28条第3項ただし書中「出勤簿」を「第34条第1項の出勤簿」に改める。

第34条第1項中「別記第8号様式による出勤簿（以下この条において「出勤簿」という。）」を「出勤簿（様式は、知事部局において使用する様式の例による。）」に改め、同条第2項中「その旨を」を「その旨を前項の」に改める。

第35条中「別記第9号様式による休暇承認願（休暇届）」を「休暇承認願（休暇届）（様式は、知事部局において使用する様式の例による。）」に改める。

第37条中「別記第10号様式による時間外勤務命令簿」を「時間外勤務・休日勤務命令簿（様式は、知事部局において使用する様式の例による。）」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

#### 別記

##### 第1号様式 削除

別記第8号様式から別記第10号様式までを削る。

##### 附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。